第5回平和首長会議国内加盟都市会議総会

議事資料

1	議	案 1······ 1
	(1)	平和首長会議行動計画(2013年-2017年)における新規・拡充取組項目について
	(2)	「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた日本政府に対する要請について
2	事	務局からの説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	=	第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会の開催地について
	(2)	被爆樹木の苗木の配付事業、「平和の灯」の分火事業について
	(3)	平和首長会議メンバーシップ納付金の納付状況について
3	議	案 2 ····································
	会	議総括文書の採択について

1 平和首長会議行動計画(2013年-2017年)における新規・拡充取組項目について

平和首長会議では、平成25年8月に開催された第8回総会において、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の具体的な展開を図るための行動計画を決定した。計画の中間年に当たる今年、行動計画の見直しを行い、一部取組項目の拡充を行うと共に、今後取り組むべき新規項目を追加し、さらなる活動の強化と情報発信力を高めることとしている。

これらについては、今月12日からベルギーのイーペル市で開催される第9回平和首長会議 理事会において審議することとしているが、それに先駆けて、国内の加盟自治体に係る項目 について、国内加盟都市会議総会において審議する。

- (1) 新規項目(国内の加盟自治体に係る項目を抜粋)
 - 加盟都市間の青少年交流の促進

平和首長会議加盟都市の青少年等を広島市へ招聘し、被爆の実相について学ぶプログラムの実施などを通して、加盟都市間の青少年交流を促進するとともに、連帯感を高める。

- 被爆の実相と核兵器のリスクに関する啓発 被爆の実相や核兵器のリスクを伝える新規ポスターを作成して、平和首長会議加盟各 都市においてイベントでの掲示などを通して活用していただくことで、核兵器を身近な 問題として認識する契機とする。
- (2) 拡充項目(国内の加盟自治体に係る項目を抜粋)
 - 2020年までに10,000都市加盟を目指した要請活動の強化 平和首長会議事務局からの個別の呼びかけに加え、各加盟都市において姉妹都市交流 などを通じ、未加盟都市への加盟要請に取り組む。

平和首長会議行動計画(2013年-2017年)の取組状況について(2015年11月1日現在)

1 加盟都市の拡大と平和首長会議運営体制の充実

(1) 加盟都市の拡大

様々なルートを通じて加盟要請を行った結果、2013年8月の第8回総会後、 1,181都市が加盟した。



(2) 地域のグループ化の推進と地域活動の活発化

① リーダー都市の選定

会長及び事務総長がリーダー都市への就任要請を行った結果、 21都市が就任を承諾した。30都市を目標に引き続き選定

・要請を行う。

② 地域会議の開催

リーダー都市等が中心となって地域会議を開催し、

地域特性に応じた活動内容の決定等を行っている。

(主な地域会議)

- ・2013年9月 地中海平和都市会議開催(オバーニュ)
- ・2014年3月 カタルーニャ地域会議(グラノラーズ)
- ・2014年9月 西オーストラリア地域会議(フリマントル)
- ・2014年10月 地中海平和都市会議(グラノラーズ)
- ・2014年10月、2015年1月 英国及びアイルランド地域会議(マンチェスター)
- ・2014年11月 日本国内加盟都市会議(松本)
- ・2015年6月 ラテンアメリカ地域会議 (ボゴタ)
- ・2015年6月 平和首長会議英国・アイルランド支部会議(マンチェスター)
- ·2015年7月 ドイツ平和首長会議 (ハノーバー)
- · 2015 年 11 月 日本国内加盟都市会議(広島)

(3) 情報発信機能の強化

2014年4月 Facebook 開始

2015年7月 平和首長会議情報システム稼働

(都市データベース、納付金電子決済)

(4) 財政基盤の充実

2015 年 7 月 メンバーシップ納付金制度の開始 なお、当該納付金を活用し、新規・拡充事業等に充当する。 10 月末現在 1,629,726 円 (約 13,500USD、12,500 ユーロ) 日本 7 4 0 都市、日本以外 4 6 都市







(5) 事務局機能の充実

インターンの受け入れ

- ・2014年11月~2015年3月 フォンゴ・トンゴ市職員1名受け入れ
- ・2015 年 10 月~ バンコク市職員 1 名受け入れ

2 核兵器廃絶の国際世論の拡大

(1) 原爆ポスター展等の開催

被爆70周年に合わせ、ポスター展の実施を呼び掛け、11月1日現在、海外39都市、国内263都市、NGO等21件(国内19、国外2)実施した。

- (2) 「広島・長崎講座」の普及11月1日現在、海外17大学、国内48大学が開設済み
- (3) 被爆樹木の種、苗木の配付 事務総長の出張や首長の広島訪問の機会等 を捉え、国内外の加盟都市に配付。

(11月1日現在)

·種:海外17都市

・苗木:海外2都市、1団体 国内49都市

(4) 「平和の灯」の分火(11月1日現在) 海外1都市 国内2都市







(5) アニメーションDVDの貸出し 「つるにのって」「ジュノー」の貸出しを行い、平和イベント等での活用を図っている。



(6) 加盟都市の青少年や「広島・長崎講座」開設大学学生等の広島への受け入れ 積極的に受け入れを行い、被爆の実相を知るプログラム(平和記念資料館視察、被爆体験証言 など)や広島の青少年との交流を通じ、平和への思いの共有を図っている。





(7) 赤十字国際委員会等との連携

2013年5月 国際赤十字・赤新月運動代表者会議(広島開催)

2013年11月 国際赤十字・赤新月運動総会(シドニー)に出席

2014年11月 第5回アジア編集者会議(広島開催)

(8) 平和関係国際組織等とのネットワークの構築と各種活動との連携

2014年3月 核犠牲者追悼記念日公式式典 (マーシャル諸島共和国・マジュロ)

- 6月 PNND フランス支部主催核兵器のない世界に向けた国際会議(仏・パリ) 第一次世界大戦開戦 100 周年記念行事(ボスニア・ヘルツェゴビナ・サラエボ)
- 8月 IPPNW 世界大会・全体会議 (カザフスタン・アスタナ) ネバダ・セメイ国際反核運動 25 周年記念行事 (カザフスタン・セメイ)
- 9月 第8回国際平和博物館会議(韓国・ノグンリ)
- 12月 ICAN 主催市民社会フォーラム(オーストリア・ウィーン) 日中韓協力 15 周年シンポ シ ウム・第 1 回日中韓人文的交流フォーラム(中国・吉林 省長春市)

(9) ピースボートとの連携

2015年4月「ヒバクシャ地球一周 証言の航海」の実施に合わせ、広島から「平和の灯」を分火し、寄港地の一つであるインド・コーチ市に届けるとともに、現地での平和イベントに参加した。



3 「核兵器禁止条約」の早期実現を目指した取組の推進

(1) 国連や各国政府等に対する要請活動の展開

2013年9月 核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合(米・ニューヨーク)

2014年2月 第2回核兵器の人道的影響に関する国際会議(メキシコ・ナヤリット)

4月 NPDI 広島外相会合(広島)

NPT 再検討会議第3回準備委員会 (米・ニューヨーク)

- *平和首長会議代表団(広島、長崎、コーチ、ビオグラード・ナ・モル、フロン、メキシコシティ、広島・沖縄のユース、専門委員)を結成し参加
- 11月 日本政府への要請文提出
- 12月 第3回核兵器の人道的影響に関する国際会議(オーストリア・ウィーン)
- 2015 年 4 月 NPT再検討会議 (米・ニューヨーク)

*平和首長会議代表団(広島、長崎、藤沢、フォンゴ・トンゴ、フロン、メキシコシティ、バンコク、広島・沖縄ユース、専門委員)を結成し参加 NPT再検討会議議長、オーストリア外務大臣、米国大統領特別代表(核不拡散担当)への要請

8月 CTBT賢人会議及び国連軍縮会議(広島)







- (2) 「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める署名活動の展開
 - ・2014年4月NPT再検討会議第3回準備委員会 (ニューヨーク) に合わせ、潘基文国連事務総長に要請文とともに市民署名21万629筆の目録を手渡した。
 - ・2015 年 4 月 NPT 再検討会議 (ニューヨーク) に合わせ、タウス・フェルーキ N P T 議長 とアンゲラ・ケイン国連軍縮問題担当上級代表に、市民署名約 110 万筆の目録を手渡した。





(3) その他

NPT 再検討会議等に合わせ、平和首長会議主催事業を実施

2014年4月 NPT 再検討会議第3回準備委員会時

・ユースフォーラム

2015 年 4 月 NPT 再検討会議時

- ・ヒロシマ・ナガサキアピール集会
- ・平和首長会議集会(フォンゴ・トンゴ、バンコク、メキシコシティに対してリーダー都市 就任認定書を交付)
- ・ユースフォーラム







第8回総会以降の主な活動内容一覧

	T -	to on the state of
年 2012年	月	活動内容
2013年	9月	第8回平和市長会議総会で採択したヒロシマアピールを国連事務総長及び各国政府に送付 「第3回平和市長会議国内加盟都市会議総括文書」の決議に基づき、内閣総理大臣へ「核兵器禁止条約」の早期実現に向
		けた取組の推進についての要請文及びヒロシマアピールを提出
		小溝事務総長が平和首長会議リーダー都市への就任要請等でヨーロッパ三カ国及びアメリカを訪問
		加盟都市において「国際平和デー」記念行事を開催
		国連総会史上初となる「核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合」開催(米国・ニューヨーク市)に当たり、平和首長会議会長メッセージを発出
		地中海平和都市会議開催(オバーニュ市)
	10月	アメリカの新たなタイプの核実験に抗議
	11月	小溝事務総長が平和首長会議リーダー都市への就任要請等でタイ、オーストラリアを訪問
		ドイツ平和首長会議加盟都市が、ドイツ新政権主要政党に「核兵器のない世界」等 を約束するよう要請
2014年	2月	小溝事務総長が平和首長会議リーダー都市への就任要請でアメリカ、メキシコを訪問
		小溝事務総長がメキシコ・ナジャリットで開催された第3回核兵器の人道的影響に関する国際会議に出席
	3月	小溝事務総長がマーシャル諸島共和国で開催された核犠牲者追悼記念日(通称:ビキニ・デー)公式式典において広島市 長代理としてスピーチを行う
		カタルーニャ地域会議の開催(グラノラーズ市)
	4月	加盟都市数が6,000を超える。(158か国・地域6,000都市:4月1日)
		平和首長会議Facebook開設
		2015年NPT再検討会議第3回準備委員会に合わせて平和首長会議代表団がアメリカ・ニューヨーク市を訪問
	6月	 第82回全米市長会議において、核軍縮の国際的フォーラムへの建設的かつ誠意ある参加を米国に求める決議を採択
		小溝事務総長が平和首長会議リーダ都市への就任要請や国際会議出席のためフランス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、オー
	8月	ストリア及びイタリアを訪問 小溝事務総長がネバダ・セメイ国際反核運動25周年記念行事等への出席や平和首長会議加盟都市との協議のためカザフ
	9月	スタン共和国を訪問
	,,	訪問
		西オーストラリア地域会議開催(フリマントル市)
	10月	地中海平和都市会議開催(グラノラーズ市)
		英国及びアイルランド地域会議開催(マンチェスター市)
	11.0	
	11月	アメリカの新たなタイプの核実験に抗議
		第4回平和首長会議国内加盟都市会議総会を開催(松本市) 小溝事務総長が核兵器の人道的影響に関する国際会議等への出席や平和首長会議リーダー都市への就任要請のため
	12月	オーストリア及びドイツを訪問
2015年	2月	小溝事務総長が平和首長会議リーダー都市への就任要請のためブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、ドイツを訪問
	4月	2015年NPT再検討会議に合わせて平和首長会議代表団がアメリカ・ニューヨーク市を訪問
	6月	ラテンアメリカ地域会議開催(ボコタ市)
		平和首長会議英国・アイルランド支部会議(マンチェスター市)
		第83回全米市長会議において、核拡散防止条約が定める核軍縮義務を確実に履行すること及び核兵器に費やしている支出を自治体が直面する課題へ配分することを求める決議が採択
	7月	ドイツ平和首長会議開催(ハノーバー市)
		平和首長会議情報システム稼働
	8月	平和首長会議、PNND及び世界宗教者会議の間で共同声明に署名
	9月	平和首長会議、PNND及び世界宗教者会議の間で署名した共同声明を国連に提出
		加盟都市において「国際平和デー」記念行事を開催
	10月	国連総会第一委員会において平和首長会議役員都市連名の公開書簡を提出

2 「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた日本政府に対する要請について

核兵器は「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であるという基本認識の下、日本政府に対し、「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組を促す次の要請文を提出する。なお、要請文の提出は、平和首長会議会長である広島市長と副会長である長崎市長により行う。

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進について(要請)

平和首長会議(会長:広島市長、副会長:長崎市長等世界の15都市の市長)は、昭和57年(1982年)の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和首長会議には、現在世界の161の国・地域から6,893の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっています。そのうち、日本国内の加盟都市は全市区町村の91.7%に当たる1,597に及んでおり、第5回目となる平和首長会議国内加盟都市会議総会を11月9日及び10日の2日間広島市で開催しました。

1945年8月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、両市合わせて21万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。その広島・長崎の被爆の実相を見れば、核兵器は「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であることは明らかです。

こうした中、平和首長会議では、加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の積極的な展開を図っています。2020年は、平均年齢が80歳を超えた被爆者に一人でも多く「核兵器のない世界」を見ていただくために定めた目標年次です。

現在ニューヨークで開会中の国連総会の第1委員会において、オーストリアなどが提出した「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約決議案」は、128か国の賛同を得て採択され、また、日本政府が提出した、「核兵器廃絶決議案」は、156か国もの賛同を得て採択され、日本政府はその中で、政治指導者や若者の被爆地訪問や、被爆者の証言を聞くことの重要性、及び多国間での核軍縮交渉の推進を訴えていただきました。

さらに、メキシコなどが提出した、核兵器のない世界の実現に向けた公開作業部会を国連総会の下に設置することを求めた「多国間の核軍縮交渉の前進決議案」は、135か国の賛同を得て採択されました。

核兵器の全面的廃絶に向けた有効な手段の一つが、核兵器の製造、保有、使用等を全面的に禁止する「核兵器禁止条約」です。日本政府におかれては、このような状況を踏まえ、引き続き、唯一の被爆国として、核兵器の非合法化を目指し取り組んでいる国々と連携を図り、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運をさらに高めていただくとともに、「核兵器禁止条約」の早期実現に向け具体的交渉開始のリーダーシップをとっていただくよう要請いたします。

平成27年(2015年)11月10日

平和首長会議国内加盟都市会議

代表 平和首長会議会長 広島市長 松井 一實平和首長会議副会長 長崎市長 田上 富久

1 第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会の開催地について

昨年 11 月に開催した第 4 回国内加盟都市会議総会において、今後の国内加盟都市会議総会は、被爆 70 周年・80 周年、平和首長会議総会開催という節目の年には広島市又は長崎市で開催し、それ以外の年には、開催希望都市を募り開催地を決定することを了承いただいた(下表を参照)。

これを受け、平成 28 年度開催希望都市調査を行ったところ、複数の希望が寄せられ、事務局において検討した結果、平成 28 年度の第 6 回平和首長会議国内加盟都市会議総会は、千葉県佐倉市において開催することと決定した。

口	年度	開催地	備考
第1回	平成 23 年度 (2011 年度)	広島市	
第2回	平成 24 年度 (2012 年度)	長崎市	
第3回	平成 25 年度 (2013 年度)	広島市	第8回平和首長会議総会に合わせて開催
第4回	平成 26 年度 (2014 年度)	松本市	開催希望都市を募り決定
第 5 回	平成 27 年度 (2015 年度)	広島市	被爆 70 周年
第6回	平成 28 年度 (2016 年度)	佐倉市	開催希望都市を募り決定
第7回	平成 29 年度 (2017 年度)	長崎市	第9回平和首長会議総会に合わせて開催
第8回	平成 30 年度 (2018 年度)	開催希望都市を募り決定	
第9回	平成 31 年度 (2019 年度)	開催希望都市を募り決定	
第 10 回	平成 32 年度 (2020 年度)	広島市	第 10 回平和首長会議総会に合わせて開催
第 11 回	平成 33 年度 (2021 年度)	開催希望都市を募り決定	
第 12 回	平成 34 年度 (2022 年度)	開催希望都市を募り決定	
第 13 回	平成 35 年度 (2023 年度)	開催希望都市を募り決定	
第 14 回	平成 36 年度 (2024 年度)	長崎市	第 11 回平和首長会議総会に合わせて開催
第 15 回	平成 37 年度 (2025 年度)	広島市	被爆 80 周年

- ※1 開催希望都市を募った結果、希望都市がない場合は、広島市・長崎市で協議し両市のいずれかで開催する。
- ※2 第 10 回平和首長会議総会は、本来なら平成 33 年度 (2021 年度) の開催となるが、第 9 回総会で了承を得ることを前提に、2020 ビジョンの目標年である平成 32 年度 (2020 年度) に開催する予定である。なお、これに伴い、第 11 回総会をその 4 年後の平成 36 年度 (2024 年度) に開催することとしている。

2 被爆樹木の苗木の配付事業、「平和の灯」分火事業について

国内加盟自治体における被爆樹木二世の苗木の配付状況、及び「平和の灯」の分火状況は、 以下のとおりである。

(平成27年11月1日現在)

	T	(平成 27 年 II 月 I 日現仕)	
区分	平成 26 年度	平成 27 年度	
アオギリ	【9 自治体】	【25 自治体】	
	茨城県ひたちなか市、東京都小金	山形県酒田市、 <u>群馬県安中市</u> 、埼玉	
	井市、神奈川県三浦市、長野県松	県川口市、埼玉県坂戸市、埼玉県蕨	
	本市、京都府亀岡市、大阪府熊取	市、埼玉県杉戸町、千葉県八千代市、	
	町、兵庫県淡路市、奈良県生駒市、	東京都小平市、東京都多摩市、東京	
	鹿児島県霧島市	<u>都三鷹市</u> 、神奈川県小田原市、神奈	
		川県相模原市、神奈川県平塚市、長	
		<u>野県安曇野市</u> 、長野県池田町、岐阜	
		県高山市、 <u>静岡県富士市</u> 、愛知県岩	
		倉市、 <u>大阪府高槻市</u> 、兵庫県三田市、	
		広島県世羅町、徳島県藍住町、福岡	
		県筑後市、福岡県八女市、 <u>沖縄県石</u>	
		垣市	
クスノキ		【10 自治体】	
		茨城県那珂市、千葉県一宮町、神奈	
		川県厚木市、神奈川県座間市、神奈	
		川県大和市、新潟県上越市、新潟県	
		燕市、大阪府岸和田市、兵庫県稲美	
		町、福岡県古賀市	
アオギリ及び	【9 自治体】	【14 自治体】	
クスノキ	茨城県大子町、神奈川県秦野市	埼玉県新座市、神奈川県川崎市、富	
	神奈川県寒川町、石川県野々市	山県魚津市、岐阜県羽島市、愛知県	
	市、長野県山ノ内町、愛知県長久	一宮市、愛知県扶桑町、大阪府羽曳	
	手市、和歌山県広川町、長崎県南	野市、岡山県倉敷市、島根県松江市、	
	島原市、大分県玖珠町	島根県安来市、香川県丸亀市、福岡	
		県岡垣町、長崎県長与町、鹿児島県	
		鹿児島市	
平和の灯		【2 自治体】	
		千葉県我孫子市、長野県松本市	
計	18 自治体	51 自治体	

※下線部は今後配付予定の自治体

被爆樹木の苗木の配付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、被爆に耐えて現在も生き続ける広島・長崎の被爆樹木の苗木(以下「苗木」という。)を平和の象徴として大切に育てるとともに、樹木を介した市民の平和意識を醸成するための取組を行ってもらうことを目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(配付希望の照会)

第2条 平和首長会議事務局(以下「事務局」という。)は、平和首長会議国内加盟自治体(以下「加盟自治体」という。)に対し、苗木の配付希望について照会するものとする。

(配付の申請)

第3条 苗木の配付を希望する加盟自治体は、被爆樹木の苗木配付申請書(様式第1号)を事務局に提出するものとする。

(配付の条件等)

- 第4条 苗木の配付本数の上限は、原則として1自治体当たり広島及び長崎の被爆樹木各1本とする。
- 2 事務局は、苗木と共に説明標識 (様式第2号) を配付し、申請者は、植樹に合わせ当該 説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、設置する場合 はこの限りではない。
- 3 苗木の植樹場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

(配付等に係る費用負担)

第5条 苗木の配付及び説明標識の作成・配付に係る費用については、事務局(長崎の被爆樹木の苗木にあっては、日本非核宣言自治体協議会事務局)が負担する。

(植樹の実施報告)

第6条 苗木の配付を受けた加盟自治体は、植樹を行った後、実施報告書(様式任意)を事務 局に提出するものとする。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、苗木の配付に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成26年6月30日から施行する。

(様式第2号)



平和首長会議 Mayors for Peace

広島の被爆樹木二世: アオギリ

Second-generation A-Bombed Chinese parasol tree from Hiroshima



(広島の平和記念公園内の親木) Mother tree Chinese parasol (Firmiana simplex)

1945 年 8 月 6 日午前 8 時 15 分、一発の原子爆弾により広島の 街は廃墟と化し、その年の暮れまでに 14 万人もの市民が亡く なりました。

被爆樹木は、被爆の慘禍に遭いながらも、焼け焦げた幹から再 び芽吹き、市民に生きる勇気と希望を与えるとともに、核兵器 廃絶と世界恒久平和の実現を訴え掛けています。

貴自治体にお贈りしたこのアオギリの二世が大切に育てられ、 多くの人々に愛されることにより、貴自治体の平和のシンボル となることを心から願っています。

平和首長会議

このアオギリは、生き残った親木の種から発芽したものです。親木は爆心地から1,300メートルの距離にある旧広島逓信局(広島市中区東白島町)の中庭で被爆しました。爆心地側の幹半分が、焦土の中で横風により焼けてえぐられましたが、焦土の中で青々と芽を吹き返し、市民に生きる勇気と希望を与ました。1973年に平和記念公園に移植され、今も成長を続けています。右のQRコードを読むと、被爆樹木の位置情報が表示されます。

QR =- F

(様式筆2号)



平和首長会議 Mayors for Peace

長崎の被爆樹木二世: クスノキ

Second-generation A-Bombed Camphor tree from Nagasaki

1945年8月9日午前11時2分、一発の原子爆弾により長崎の街は廃墟と化し、その年の暮れまでに7万4千人もの市民が亡くなりました。

被爆樹木は、被爆の惨禍に遭いながらも、焼け焦げた幹から再び芽吹き、市民に生きる勇気と希望を与えるとともに、核兵器 廃絶と世界恒久平和の実現を訴え掛けています。

貴自治体にお贈りしたこのクスノキの二世が大切に育てられ、 多くの人々に愛されることにより、貴自治体の平和のシンボル となることを心から願っています。

平和首長会議



(長崎の山王神社内の親木) Mother tree Camphor (Cinnamomum camphora)

このクスノキは、生き残った親木の種から発芽したものです。親木は爆心地から 800 メートルの距離にある山王神社(長崎市坂本)で被爆しました。原爆の熱線と爆風により大きな被害を受けましたが、集七の中で青々と芽を吹き返し、市民に生きる勇気と希望を与えました。1969 年に長崎市の天然記念物に指定され、大切に保存されています。右の QR コードを読むと、被爆樹木の位置情報が表示されます。

QR ⊐− ド

「平和の灯」の分火実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島の平和記念公園内に設置されている「平和の灯」の火を分火し、平和の象徴として燃やし続けるとともに、火を介した市民の平和意識醸成のための取組を行ってもらうことを目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(分火希望の照会)

第2条 平和首長会議事務局(以下「事務局」という。)は、平和首長会議国内加盟自治体(以下「加盟自治体」という。)に対し、「平和の灯」の分火希望について照会するものとする。

(分火の申請)

第3条 「平和の灯」の分火を希望する加盟自治体は、「平和の灯」の分火申請書(様式第1号) を事務局に提出するものとする。

(分火の条件等)

- 第4条 「平和の灯」の採火は、申請者が広島の平和記念公園で行うものとする。
- 2 事務局は、分火に合わせ「平和の灯」の説明標識 (様式第2号) を配付し、申請者は、点 灯に合わせ当該説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、 設置する場合はこの限りではない。
- 3 点灯設備の設置場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

(分火に係る費用負担)

- 第5条 採火した火を持ち帰るための白金カイロの購入及び説明標識の作成に係る費用については、事務局が負担する。
- 2 採火のための交通費及び点灯設備の設置・維持管理に係る費用については、申請者が負担する。

(実施報告)

第6条 分火を受けた加盟自治体は、点灯を行った後、実施報告書(様式任意)を事務局に提出するものとする。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、「平和の灯」の分火に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成26年6月30日から施行する。

(様式第2号)



平和首長会議

広島の平和記念公園内の「平和の灯」の火



(広島の平和記念公園内の「平和の灯」)

1945 年 8 月 6 日午前 8 時 15 分、一発の原子爆弾により広島の 街は廃墟と化し、その年の暮れまでに 14 万人もの市民が亡く なりました。

この火は、広島の平和記念公園内の「平和の灯」から分火したものです。「平和の灯」は、「核兵器が地球上から姿を消す日まで燃やし続けよう」という趣旨で1964年8月1日に設置され、全国12宗派から寄せられた「宗教の火」と溶鉱炉などの全国の工場施設から届けられた「産業の火」が、1945年8月6日生まれの7人の広島の乙女により点火されました。

「平和の灯」から分火された火が、貴自治体の平和のシンボル となることを心から願っています。

平和首長会議

右の QR コードを読むと、「平和の灯」の位置情報が表示されます。

QR ⊐ − ド

3 平和首長会議メンバーシップ納付金(1都市あたり2,000円)の納付状況について

平成25年8月に開催した第8回平和市長会議総会において、次のことを決定した。

- ① 平成27年度(2015年度)から各都市は1都市当たり毎年2,000円のメンバーシッ プ納付金(以下「納付金」という。)を負担する。
- ② 任意での 2,000 円を超える負担も歓迎する。
- ③ 仮に納付金を負担しない都市があったとしても、離脱を求めることはしない。

また、総会に合わせて開催した第3回国内加盟都市会議において、日本非核宣言自治体協 議会加盟自治体については、納付金負担を免除することを決定した。

平成27年度納付状況 (平成27年11月1日現在)

区分	自治体数	構成比率
納付済み又は納付予定	754 自治体	47. 2%
免除(日本非核宣言自治体協議会加盟自治体)	307 自治体	19. 2%
免除(その他)	269 自治体	16. 9%
確認中	267 自治体	16. 7%
計	1,597 自治体	100.0%

^{※「}免除(その他)」には、今年度、新規加盟した自治体など、予算措置を行っていない自 治体が含まれる。

第5回平和首長会議国内加盟都市会議総会総括文書

平和首長会議は、昭和57年(1982年)の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきた。平和首長会議には、現在世界の161の国・地域から6,893の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっている。そのうち、日本国内の加盟都市は全市区町村の91.7%に当たる1,597に及んでおり、第5回目となる平和首長会議国内加盟都市会議総会を平成27年(2015年)11月9日及び10日の2日間広島市で開催した。

初日は、まず被爆の実相を伝えるプログラムとして、被爆者の被爆体験証言の聴講や原爆死 没者慰霊碑参拝・献花、平和記念資料館や国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の見学等を行っ た。続いて、広島市における平和の取組発表として、市内で活動する4団体の発表を聞いた。

2日目は、まず、東京都小平市長及び岐阜県北方町長からそれぞれの自治体の平和に関する 取組事例の報告を受け、加盟都市における今後の取組に資するものとした。

次に、平和首長会議行動計画(2013年-2017年)における新規・拡充取組項目のうち、国内の加盟自治体に係る項目として、加盟都市間の青少年交流の促進、被爆の実相と核兵器のリスクに関する啓発、2020年までに10,000都市加盟を目指した要請活動の強化について了承した。

また、日本政府に対し、唯一の被爆国として、核兵器の非合法化を目指し取り組んでいる国々と連携を図り、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運をさらに高めるとともに、「核兵器禁止条約」の早期実現に向け具体的交渉開始のリーダーシップをとるよう、別添の要請文を提出することとした。

以上のことに加え、次の事項について事務局から説明を行った。

- ① 第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会の開催地について
- ② 被爆樹木の苗木の配布事業、「平和の灯」の分火事業について
- ③ 平和首長会議メンバーシップ納付金の納付状況について

また、出席者による意見交換において、平和首長会議として、集団的自衛権を含む我が国の 安全保障に十分注視する必要があることや、オリンピック・パラリンピックを契機として、国 際交流を活性化し、2020ビジョンをアピールしてはどうかといった発言があった。

最後に、私たちは、核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現するため、共に行動していくことをここに宣言する。

平成27年(2015年)11月10日第5回平和首長会議国内加盟都市会議総会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進について(要請)

平和首長会議(会長:広島市長、副会長:長崎市長等世界の15都市の市長)は、昭和57年(1982年)の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和首長会議には、現在世界の161の国・地域から6,893の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっています。そのうち、日本国内の加盟都市は全市区町村の91.7%に当たる1,597に及んでおり、第5回目となる平和首長会議国内加盟都市会議総会を11月9日及び10日の2日間広島市で開催しました。

1945年8月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、 両市合わせて21万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被 爆者の苦しみは今も続いています。その広島・長崎の被爆の実相を見れば、核兵器は 「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であることは明らかです。

こうした中、平和首長会議では、加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の積極的な展開を図っています。2020年は、平均年齢が80歳を超えた被爆者に一人でも多く「核兵器のない世界」を見ていただくために定めた目標年次です。

現在ニューヨークで開会中の国連総会の第1委員会において、オーストリアなどが提出した「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約決議案」は、128か国の賛同を得て採択され、また、日本政府が提出した、「核兵器廃絶決議案」は、156か国もの賛同を得て採択され、日本政府はその中で、政治指導者や若者の被爆地訪問や、被爆者の証言を聞くことの重要性、及び多国間での核軍縮交渉の推進を訴えていただきました。

さらに、メキシコなどが提出した、核兵器のない世界の実現に向けた公開作業部会を国連総会の下に設置することを求めた「多国間の核軍縮交渉の前進決議案」は、135か国の賛同を得て採択されました。

核兵器の全面的廃絶に向けた有効な手段の一つが、核兵器の製造、保有、使用等を全面的に禁止する「核兵器禁止条約」です。日本政府におかれては、このような状況を踏まえ、引き続き、唯一の被爆国として、核兵器の非合法化を目指し取り組んでいる国々と連携を図り、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運をさらに高めていただくとともに、「核兵器禁止条約」の早期実現に向け具体的交渉開始のリーダーシップをとっていただくよう要請いたします。

平成27年(2015年)11月10日

平和首長会議国内加盟都市会議

代表 平和首長会議会長 広島市長 松井 一實平和首長会議副会長長崎市長 田上 富久